

議案第42号

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年10月1日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年大口町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「410円」を「500円」に、「540円」を「620円」に、「270円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「250円」を「300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
区 分	利用料金	区 分	利用料金
研修室	1時間当たり <u>500円</u>	研修室	1時間当たり <u>410円</u>
娯楽室	1時間当たり <u>620円</u>	娯楽室	1時間当たり <u>540円</u>
和室	1時間当たり 140円	和室	1時間当たり 140円
談話室（さくら屋ホール部分のみ）	1時間当たり <u>330円</u>	談話室（さくら屋ホール部分のみ）	1時間当たり <u>270円</u>
ギャラリー	2週間 <u>1,100円</u>	ギャラリー	2週間 <u>1,080円</u>
倉庫	1棚 年額 <u>5,500円</u>	倉庫	1棚 年額 <u>5,400円</u>
風呂	1回 <u>300円</u>	風呂	1回 <u>250円</u>

改正要旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するとともに、各種サービスの維持向上を図るため、大口町老人福祉センターの利用料金について改正をします。

2 改正の概要

大口町老人福祉センターの貸し部屋等の利用料金については、平成26年4月に消費税率が5%から8%になったときに改定したものと据え置いたものがあります。

今回の改正においては、施設の維持管理及びサービスの維持向上を図る観点から基準額を見直し、その基準額に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を利用料金として定めます。ただし、実際の利用料金に関しては条例第10条第1項の規定により、指定管理者との協議の上、上限額の範囲内において他施設の利用料金等も勘案した金額を協定書等により定めるものとします。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。